公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり精神医療センター新築工事実施設計委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成29年6月7日

大分県知事　広瀬　勝貞

1　目的

大分県では、精神医療センターを県立病院本館に併設して整備し、身体合併症患者への一般診療科と連携した対応を実現するとともに、精神疾患を持つ患者が必要な時にいつでも診療を受け必要に応じて入院することができるよう、精神科救急医療体制の確保を図る方針である。

さらに、多くの設計者へ病院設計の技術力の継承が図られることを期待し、設計業務を共同で取り組める特定設計業務委託共同企業体を選定する公募型プロポーザルを実施するものである。

2　設計者選定の概要

(1)主催者及び事務局

ア　主催者　大分県

イ　事務局　大分県土木建築部施設整備課

住　所　〒870－8501　大分県大分市大手町３丁目１番1号

電　話　097-506-4704　　ファックス　097-506-1780

ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/seishin-proposal.html

電子メールアドレス　a18600@pref.oita.lg.jp

(2)精神医療センター新築工事設計者選定委員会

設計者の選定は、庁内で設置する精神医療センター新築工事設計者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行う。

(3)選定方式

本設計者選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

提出書類等を基に書類審査とヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

なお、審査の概略については、「精神医療センター新築工事設計者選定プロポーザル実施要領」による。

3　応募資格

応募資格を有する者は、公告日において、次に掲げる要件をすべて満たす特定設計業務委託共同企業体(以下、「特定JV」という。)とする。

(1)特定JVの資格要件

ア　特定JVの構成員(以下、「構成員」という。)の数は2者又は3者であること。

イ　特定JVの代表者(以下、「代表構成員」という。)は、構成員のうち最大の出資比率を有する者であること。

ウ　各構成員は、本業務における他の特定JVの構成員でないこと。

エ　各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は20％以上、3者の場合は10％以上であること。

オ　結成方法は、自主結成であること。
カ　本業務の委託契約の相手方となった場合は、本業務の履行後3ヶ月以上特定JVとして存続できること。
キ　照査技術者（※2）（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。）を構成員から配置できること。

(2)すべての構成員に関する資格要件
ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
イ　本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
ウ　公告日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
エ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
オ　各構成員が大分県競争入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務）を有していること。

(3)代表構成員に関する資格要件
ア　平成 14 年 4 月 1 日以降に、元請けとして1棟延べ床面積3，000㎡以上の病院の実施設計業務（新築又は増築に係る設計に限る。ただし、増築設計の場合は、増築部分の延べ床面積が当該床面積以上であること。）を完了した実績を有すること。ただし、JV による実績の場合は、出資比率が20％以上の比率で実施したものに限る。
イ　管理技術者（※1）（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。）を配置できること。

(4)その他構成員に関する資格要件
ア　大分県競争入札参加資格審査申請において、大分県内に本店を有するもので、建築士法第 23 条第1項に規定する一級建築士事務所として大分県知事登録を受けていること。

(5)技術者等に関する資格要件
ア　管理技術者、照査技術者のほか各主任担当技術者（※３）を各１名配置すること。なお、それぞれの技術者が他の技術者を兼任することはできない。
イ　分担業務分野（※４）のうち、各主任担当技術者を構成員以外から配置予定の場合は、契約後に承認が必要となる。
ウ　本設計者選定後、評価した配置予定技術者を変更することはできない。ただし、正当な理由により、配置予定技術者を変更する必要がある場合は、同一資格、又は上位資格を有する者に限り変更を認める。

※1 「管理技術者」とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十五条で規定する者とする。
※2 「照査技術者」とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十六条で規定する者とする。
※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野（※4）における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
※4 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
総合	平成21年度国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「電気設備」
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

4 手続等

(1)実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

平成 29 年6月7日(水)～6月29日(木)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

交付時間は午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記2(1)イの事務局(CD－Rを持参すること。)

ウ 上記資料は、大分県土木建築部施設整備課ホームページからも入手可能。

ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/seishin-proposal.html

(2)参加表明書等の提出期限と受付番号の通知

ア 提出期限 平成 29 年6月29日(木)午後5時(事務局必着)

イ 提出場所 上記2(1)イの事務局

ウ 提出方法 持参又は書留等受取が確認できる方法

エ 受付番号 参加表明書を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知する。

(3)提出書類等

ア 提出期限 平成 29 年7月7日(金)午後5時(事務局必着)

イ 提出場所 上記2(1)イの事務局

ウ 提出方法 持参又は書留等受取が確認できる方法

5 審査

平成29年7月20日(木)(予定)

6 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨:日本語及び日本円

(2)詳細は「精神医療センター新築工事設計者選定プロポーザル実施要領」による。

7 業務内容等

(1)委託業務名 施委第 13-21 号 精神医療センター実施設計委託

(2)業務内容 実施設計

(3)履行期限 平成 30 年3月23日

(4)設計委託料 46,578千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

(5)委託業務契約書作成の要否 要